



後期高齢者医療保険料率改定のお知らせ

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 資格賦課係 ☎64-8476 / 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出などの動向を踏まえて2年に1度見直しを行っており、令和4年度は改定の年度となっています。

後期高齢者医療制度に加入している人（以下「被保険者」）への医療給付費は、みなさんが納める後期高齢者医療保険料（約1割）のほか、若い世代が負担する後期高齢者支援金（約4割）や公費（約5割）でまかなわれています。

被保険者を支える若い世代の割合が減少したため、保険料率を引き上げることになりました。

■後期高齢者医療保険料率を次のとおり変更します

令和2・3年度

年間保険料額 = 均等割額 ^{1人当たり}
(52,300円) + 所得割額（被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等×10.06%）



令和4・5年度

年間保険料額 = 均等割額 ^{1人当たり}
(54,100円) + 所得割額（被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等×10.23%）

※令和4・5年度の賦課限度額は66万円になります（令和2・3年度は64万円）

なお、この改定に伴い、所得の低い人および被扶養者であった人への均等割軽減措置における軽減後均等割額も変更となります。

【7割軽減後：16,200円、5割軽減後：27,000円、2割軽減後：43,200円】

人権相談をご利用ください

問 人権・同和対策課 ☎75-4824



■場所 市役所4階 大会議室東
（変更になる場合があります）

■人権擁護委員

碓 ^{いづみ} 栄子（東多久町）
日 ^{ひだね} 孝次（南多久町）
尾 ^お 邦彦（多久町）
諸 ^{もろ} 啓二（西多久町）
小 ^お 茂（北多久町）
中 ^{なか} 章（北多久町）

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、法務局の職員と協力して、人権侵害から被害者を救済したりする活動などを行っています。相談は無料。秘密は厳守します。

■どんな相談にのってくれるの？
セクハラやパワハラ、家庭内暴力、いじめ、ネットでの誹謗中傷など

■相談日 毎月1回（市報（今月号は27ページ）と市ホームページに掲載）

■時間 10時から15時まで

相談日以外でも人権・同和対策課では、人権に関する相談を受け付けています（平日8時30分から17時15分まで）。

4月1日から市役所の組織の一部が変わります

問 総合政策課企画係 ☎75-22217



小城市との新たな公立病院に関する事務を「多久小 City 医療組合」に移管したことにともない「新公立病院整備課」を廃止します。

問い合わせ先は新公立病院整備課の番号（☎20-0362）から変わります。

これまでの新公立病院整備課の事務（多久市役所2階）が多久小 City 医療組合の事務室となります。

